

兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ別表の基本事項の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

（別表）

基本事項	区 分	配点
①一昨年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO2/kWh） ※2	0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上	0
②一昨年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	1.35%以上	10
	0%超1.35%未満	5
	活用していない	0
③一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ※4	7.50%以上	20
	5.00%以上7.50%未満	15
	2.50%以上5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区 分	配点
④環境マネジメントシステムの導入状況 ※5	あり	10
	なし	0
⑤需要家に対する省エネルギー・節電に対する情報提供の取組、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組 ※6	あり	5
	なし	0

※1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和4年9月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。

※2 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に発表された調整後排出係数をいう。

※3 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を

②一昨年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方法） 未利用エネルギーの活用状況 = ①÷②×100

注1 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものは除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

注2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注3 未利用エネルギーによる発電電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。

注4 供給電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。

※4 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

- ① 一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）
- ② 一昨年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判明できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判明できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑦ 一昨年度の供給電力量（需要端(kWh)）

（算定方法） 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 = $(①+②+③+④+⑤+⑥) \div ⑦ \times 100$

注1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

注2 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他電気事業者への販売分は含まない。

注3 供給電力量（⑦）には、他電気事業者への販売分は含まない。

※5 入札実施時における環境マネジメントシステム（EMS）の導入状況で、評価対象となるEMSは「ISO14001」、「エコアクション21」とする。

※6 省エネに係る情報提供、簡易的DR（ダイヤモンド・レスポンス）の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

（具体的な評価内容）

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うことなど）
- ② 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ③ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ④ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。